

基本制度部会の設置について（案）

1 設置の趣旨

平成15年9月に住宅宅地分科会がとりまとめた「新たな住宅政策のあり方について（建議）」においては、市場の活用とストックの有効活用を政策の基本方向とし、多様化する国民のニーズに応え得る新たな住宅政策への転換が求められている。

具体的には、独立行政法人都市再生機構の設立に引き続き、喫緊の課題として、民間金融機関による長期・固定金利の住宅資金の安定的な供給などが可能となる市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行や、地域が主体となった公的賃貸住宅ストックの有効活用等による住宅セーフティネットの機能向上などについて、その制度的枠組みを構築する必要がある。

また、現行の第八期住宅建設五箇年計画が平成17年度で終了することから、住宅及び住宅資金の公的直接供給を基本とした政策手法の見直し状況や建議で示された方向性を踏まえ、当該計画の根拠法たる住宅建設計画法及び住宅建設五箇年計画に替わる新たな住宅政策の方向を示す制度的枠組みについて具体的に検討する必要がある。

このため、建議の方向性を踏まえ、これらの制度的課題について集中的かつ機動的に調査審議を行うため、住宅宅地分科会に基本制度部会を設置する。なお、企画部会は廃止することとする。

2 基本制度部会における検討事項

上記設置の趣旨を踏まえ、当面、以下の事項について検討を進める。

- ①市場重視型の新たな住宅金融システムへの移行のあり方
- ②公的賃貸住宅ストックの有効活用等による住宅セーフティネットの機能向上のあり方
- ③住宅政策の方向を示す制度的枠組みのあり方

（参考）今後のスケジュール

○平成16年10月中旬 第1回基本制度部会開催予定

→住宅金融及び住宅セーフティネットの現状と課題について 等

〔年内は、新たな住宅金融システムや住宅セーフティネットの機能向上のあり方等について、月一回程度審議を行い、12月上旬を目途に、早急に措置すべき事項について中間報告案をとりまとめる予定。〕

○平成17年～ →住宅政策の方向を示す制度的枠組みのあり方等について検討

〔夏頃を目途に最終報告案をとりまとめる予定。〕